

岐阜県公報

第二千九百三十六号
平成三十年四月六日

(金曜日)

目次

告 示

救急診療所の申出の撤回	(医療整備課)	二〇四
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	二〇四
指定医療機関の廃止の届出	(同)	二〇四
指定医療機関の休止の届出	(同)	二〇四
指定訪問看護事業者等の廃止の届出	(同)	二〇五
指定訪問看護事業者等の所在地の変更の届出	(同)	二〇五
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	二〇五
指定介護機関の所在地の変更の届出	(同)	二〇六
指定介護機関の廃止の届出	(同)	二〇七
医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)	二〇七
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	二〇八
道路の区域変更	(道路維持課)	二〇八
道路の供用開始	(同)	二〇九
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(身体障害者更生相談所)	二一〇
保安林の指定	(恵那農林事務所)	二一〇
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課)	二一一
指定自立支援医療機関の指定辞退	(同)	二一一
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課)	二一二
大規模小売店舗の廃止の届出に関する件	(同)	二一二
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(同)	二一二

基本測量の終了
 公共測量の終了
 岐阜都市計画道路事業の周知
 各務原都市計画道路事業の周知
 指定自立支援医療機関の指定

(用地課) 二二二
 (同) 二二三
 (都市整備課) 二二五
 (同) 二二五
 (身体障害者更生相談所) 二二五

公 示

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成三十年四月六日

告 示

岐阜県告示第二百十六号

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定により告示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 所 在 地 撤回年月日
県北西部地域医療センター 郡上市和良町沢八八番地 平成三〇・四・一
ター国保和良診療所

岐阜県告示第二百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指定年月日
みずたに歯科 不破郡垂井町宮代字政所六六一 平成二九・一〇・一
六
中央クリニック 多治見市新町一四八一 平成三〇・三・一

岐阜県告示第二百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 廃止年月日
みずたに歯科 不破郡垂井町宮代字政所六六一 平成二九・九・三〇
六
恵那メモリアルクリニック 恵那市長島町正家六〇五一 平成三〇・一・三一
中央クリニック 多治見市日ノ出町一 一七 平成三〇・二・二八
町野歯科医院 恵那市長島町中野三二八 二七 同
有限会社 石原薬局 揖斐郡揖斐川町三輪六七九 平成三〇・一・一五

岐阜県告示第二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	休止年月日
田中歯科医院	本巣郡北方町北方二三八一	平成三〇・二・二一

岐阜県告示第二百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を（廃止・休止）した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
有限会社飛騨コミュニケーションアサポート	高山市名田町五八	訪問看護おふくろ	高山市石浦町六二二六	平成三〇・二・一

岐阜県告示第二百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
ブライトスタッフ株式会社	高山市下林町八三一	すまいる訪問看護リハビリステーション	高山市下林町八三一	平成三〇・二・一

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
ブライトスタッフ株式会社	高山市下林町八三一	すまいる訪問看護リハビリステーション	高山市下林町八三一	平成三〇・二・一

岐阜県告示第二百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

医療法人 万裕会

岐阜県高山市新宮町六八三番地一

居宅療養管理指導

医療法人 万裕会 さもり
ファミリークリニック

岐阜県高山市新宮町六八三番地一

平成二九・二二・一

医療法人 万裕会

岐阜県高山市新宮町六八三番地一

介護予防
居宅療養
管理指導

医療法人 万裕会 さもり
ファミリークリニック

岐阜県高山市新宮町六八三番地一

同

岐阜県告示第二百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成三十年四月六日
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変 更 年 月 日

医療法人 録三会

岐阜県美濃加茂市太田町二八二五番地

通所リハビリテーション

介護老人保健施設 ケアセンター

岐阜県美濃加茂市中部台五番地

平成一九・一〇・九

医療法人 録三会

岐阜県美濃加茂市太田町二八二五番地

短期入所療養介護

介護老人保健施設 ケアセンター

岐阜県美濃加茂市中部台五番地

同

医療法人 録三会

岐阜県美濃加茂市太田町二八二五番地

介護老人保健施設

介護老人保健施設 ケアセンター

岐阜県美濃加茂市中部台一〇番地

同

新
岐阜県美濃加茂市中部台六丁目一三番地五

同

社会福祉法人 福祉協議会	下呂市社会	岐阜県下呂市萩原町萩 原三八七番地二	通所介護	新 金山デイサービスセン ター	岐阜県下呂市金山町金 山九七三番地七	平成二八・一〇・一
社会福祉法人 福祉協議会	下呂市社会	岐阜県下呂市萩原町萩 原三八七番地二	介護予防 通所介護	新 金山デイサービスセン ター	岐阜県下呂市金山町金 山九七三番地七	同
社会福祉法人 福祉協議会	下呂市社会	岐阜県下呂市萩原町萩 原三八七番地二	介護予防 通所介護	旧 金山第2デイサービス センター	岐阜県下呂市金山町金 山九七三番地七	同
社会福祉法人 福祉協議会	下呂市社会	岐阜県下呂市萩原町萩 原三八七番地二	介護予防 通所介護	旧 金山第2デイサービス センター	岐阜県下呂市金山町金 山九七三番地七	同

岐阜県告示第二百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 福祉協議会	下呂市社会	岐阜県下呂市金山町金山九七三番地二	平成二九・四・一
社会福祉法人 福祉協議会	下呂市社会	岐阜県下呂市金山町金山九七三番地二	同
社会福祉法人 福祉協議会	山県市社会	山県市協デイサービスセンター ぬくもり	平成二九・五・三一
医療法人社団橋会 新生病院	新生病院	岐阜県揖斐郡池田町本郷一五五一番地の一	平成三〇・二・二八

岐阜県告示第二百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を

担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	施術所等の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	指 月 日 定
羽 根 友 輝	あさひ接骨院	多治見市金岡町一七二一 ランドールM&Y一〇三	平成 三〇・一・二五
竹 内 公 亮	玄武接骨院	羽島郡笠松町北及一六八六一	平成 三〇・二・九
加 納 大 雅	かざみどり接骨院	可児市鳩吹台六 九七	平成 三〇・三・一
原 和 昭	ハラ接骨院	関市小瀬一八九六一七	平成 三〇・三・七

岐阜県告示第二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
瑞浪市稲津町小里字鹿飛二六四二の一、二六四二の二
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年四月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	槍ヶ岳線	高山市奥飛騨温泉郷神坂 字保木平二番六地先地内	後	三・七 六・六	二四・五	
			前	三・七 六・二	二四・五	

岐阜県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年四月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			後	ル （メートル）	ル （メートル）	
			前	ル （メートル）	ル （メートル）	

一般 国道 四百七十 一号	飛騨市宮川町小谷字妻之神一三番一地从先から 同市古川町野口字長来 谷四六〇番三地从先まで	後	前
		二〇・五 八〇・八	二〇・五 二五・六
		二四六・五	二四六・五

岐阜県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年四月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道 四百七十 一号	飛騨市古川町野口字正か んぼ四五三番八地从先地内	後	前	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
		二七・二 五・一	一九・二 三・四		（メートル）	（メートル）	
		七九・八	七九・八				

岐阜県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年四月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

県道 中津川 立線	中津川市瀬戸字中屋平一〇二 番八一地从先から 同市同字同 九九番 二地从先まで	延 （メートル） 長	供用開始 の 期 日	備 （区域 決定の 又は 告示の 年月日 ほか）
		一四〇・〇	平成 三〇・四 ・六	平成 三〇・四 ・一八

岐阜県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年四月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

県道 湯屋 泉線	下呂市小坂町湯屋字森下三五 六番四地从先から 同市同町同 字同三四 八番一地从先まで	延 （メートル） 長	供用開始 の 期 日	備 （区域 決定の 又は 告示の 年月日 ほか）
		二二・二	平成 三〇・四 ・六	平成 三〇・一 ・二七

岐阜県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、平成三十年四月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
平養 田老 線	養老郡養老町飯ノ木字休息所 官公有無番地先(九一七番) から	同 郡 同 町 同 字 山道津 屋川左岸堤防敷地先(二二三一 番)まで	一六・六	平成 三〇・四・六	平成 三〇・二・二

岐阜県告示第二百三十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則(平成五年岐阜県規則第九十号)第五条の規定により告示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤 務 場 所	指定年月日
内 科	馬場 厚	岐阜県厚生農業協同組合連合会 西美濃厚生病院	養老郡養老町押越九八 平成三〇・三・三六
脳神経外科	澤田 重信	社会医療法人蘇 西厚生会松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八 同

小児科 立花 貴史 大垣市民病院 大垣市南類町四 八六 同
 形成外科 大島希実子 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 多治見市前畑町五一 六一 同

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

形成外科	森島 容子	大垣市民病院	大垣市南類町四 八六 同
脳神経外科	副田 明男	公立学校共済組合 合東海中央病院	各務原市蘇原東島町四 六二二 同
外 科	間瀬 隆弘	医療法人徳洲会 大垣徳洲会病院	大垣市林町六 八五 同
内 科	西城 卓也	医療法人かがや き総合在宅医療 クリニック	羽島郡岐南町薬師寺四 一一二 同
内 科	堀尾 建太	医療法人かがや き総合在宅医療 クリニック	羽島郡岐南町薬師寺四 一一二 同
内 科	飯田 祥子	医療法人かがや き総合在宅医療 クリニック	羽島郡岐南町薬師寺四 一一二 同
内 科	大島 靖広	社会医療法人厚 生会木沢記念病 院	美濃加茂市古井町下古 井五九〇 同

岐阜県告示第二百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法第三十二条第一項の規定により告示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
 恵那市笠置町毛呂窪字榎杭七六三の一
- 二 指定の目的
 落石の危険の防止

公 示

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
岐阜清流病院	岐阜市川部三丁目二五番地	精神通院	平成三〇・四・一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
日本調剤一色薬局	岐阜市北一色一〇丁目三番一	精神通院	平成三〇・四・一

(訪問看護)

日本調剤土岐薬局	土岐市土岐津町土岐口七〇三番地二四	同	同
ピノキオ薬局 伊木山店	各務原市鷺沼大伊木町二丁目八九番五	同	同
指定訪問看護 ケアビッド	岐阜市領下六丁目一八一	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
訪問看護ステーション よつ葉 にしかに	可児市帷子新町二丁目四四番地 GRACE 帷子一A	精神通院	平成三〇・四・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの (病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
医療法人社団 誠広会 岐阜中央病院	岐阜市川部三丁目二五番地	精神通院	平成三〇・三・三

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
ウノ薬局	瑞浪市薬師町一四一	精神通院	平成三〇・四・三〇
調剤薬局栗本 鷺山店	岐阜市鷺山西蝉五四五一北	同	平成三〇・三・二六

有限会社石原薬局	揖斐郡揖斐川町三輪六七九	同	平成 三〇・一・一五
----------	--------------	---	---------------

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年四月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年三月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社LCリアルマネジメント 外二者

三 建物の名称及び所在地

LCワールド本業

本巣市政田字上市場一三九八 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の名称

(変更前) ロジコムリアルエステート株式会社

(変更後) 株式会社LCリアルマネジメント

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模

小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称

株式会社ギガス

二 建物の名称及び所在地

ケースデンキ岐阜県庁前店

岐阜市藪田南三丁目一番八号

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年四月六日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス長松店

大垣市長松町字小柳二二五八番一 外

二 意見の概要

住民の意見

・騒音対策について

(届出事項 新設)

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土（広域情報修正）

三 作業期間

平成三十年四月一日から

平成三十一年三月三十一日まで

四 作業地域

岐阜県内

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業期間

平成二十九年九月二十五日から

平成三十年三月二十一日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡神戸町、

同郡輪之内町、同郡安八町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年十月二十七日から

平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

中津川市、瑞浪市、恵那市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（現地測量、道路台帳附図）

三 作業期間

平成二十九年十月二十七日から

平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

瑞浪市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜地方事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜地方事務局

二 作業種類

公共測量（地図作成）

三 作業期間

平成二十九年十一月一日から

平成三十年二月二十六日まで

四 作業地域

各務原市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業期間

平成二十九年七月二十日から

平成三十年三月十五日まで

四 作業地域

岐阜市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

本県市

二 作業種類

公共測量（数値修正）

三 作業期間

平成二十九年七月三十一日から

平成三十年三月二十二日まで

四 作業地域

本県市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

本県市

二 作業種類

公共測量（道路台帳更新）

三 作業期間

平成二十九年五月二十五日から

平成三十年三月二十日まで

四 作業地域

本県市

岐阜都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により都市計画道路事業の変更の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画道路事業

三・三・四一号 長良糸貫線

三・三・二〇号 岐阜駅城田寺線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所所在地

岐阜県岐阜市南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

各務原都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

各務原都市計画道路事業

三・三・一八号 犬山東町線バイパス

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所所在地

岐阜県岐阜市南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

収用の部分 岐阜県各務原市鷺沼南町一丁目、三丁目及び六丁目地内

使用の部分 なし

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(病院・診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年指月日定
各務原リハビリテーション病院	各務原市鷺沼山崎町六八二	腎臓内科	腎臓(透析)	育成・更生	平成 三〇・ 四・ 一

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日定
ふっせん薬局田原店	関市西田原一三三二二	育成・更生	平成 三〇・ 四・ 一
ピノキオ薬局八幡店	郡上市八幡町島谷字吉田町二二六五二	同	同
V・drug那加薬局	各務原市那加前野町三一六七	同	同
きらきら薬局	高山市七日町一一三二七	同	同
日本調剤土岐薬局	土岐市土岐津町土岐口七〇三二四	同	同
日本調剤笠松薬局	羽島郡笠松町田代二五三	同	同
コスモス薬局揖斐店	揖斐郡揖斐川町上三野野々宮七三一三	同	同

平成三十年四月六日発行

発行者
岐 阜 県

岐阜市数田南二丁目一番一
号

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
一 岐 阜 文 芸 社